

防府市成年後見センター 活動状況報告

1 広報・啓発

(1) 広報について

- ・ 6月号の社協だより、市社協ホームページへの掲載
- ・ ふれあいいきいきサロン（2カ所）にて説明
- ・ 放課後等デイサービス（1カ所）にて説明

(2) 啓発について

成年後見制度を正しく理解するとともに、成年後見制度の利用促進を図る機会としてセミナー及び個別相談会を開催しました。

防府市成年後見利用促進セミナー・相談会

日 時：令和6年9月27日（金）
 【セミナー】午後1時30分から午後3時まで
 【相談会】午後3時から午後4時まで
 講 演：「成年後見制度について」
 講 師：合同会社 結い後見事務所
 社会福祉士 讃井 康一 氏
 場 所：防府市文化福祉会館3階4号
 参加人数：セミナー 50人 / 相談会 2組

2 支援方針会議

成年後見や権利擁護に関する相談の中で、申立ての必要性や支援方針について、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職から意見や助言をいただく会議を開催しました。

（委員：板村弁護士、松井司法書士、讃井社会福祉士）

《第1回》令和6年5月13日	検討案件4件（精神3件、その他1件）
《第2回》令和6年5月24日	検討案件1件（認知1件）
《第3回》令和6年6月10日	検討案件2件（認知2件）
《第4回》令和6年9月 5日	検討案件2件（認知1件、精神1件）
《第5回》令和7年1月20日	検討案件3件（認知3件）

3 相談受付

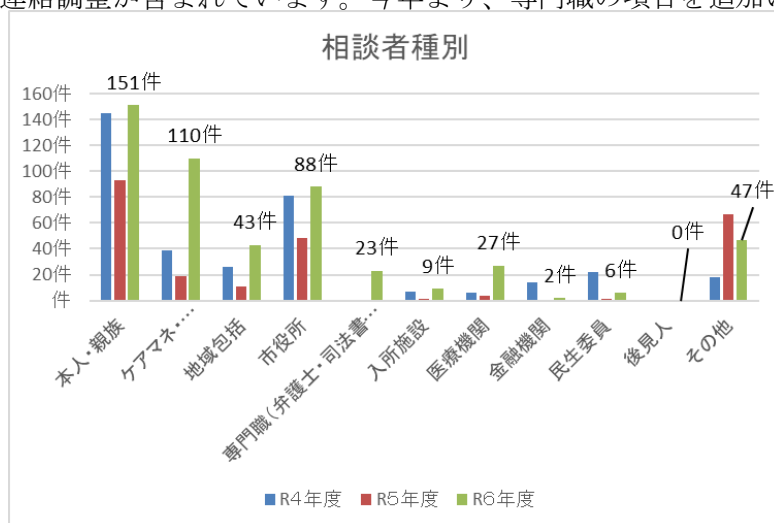
(1) 相談件数※12月末時点（前年度実績）

全相談件数 506件（前年度242件）

（内）新規相談件数 70件（前年度71件）

(2) 相談者種別

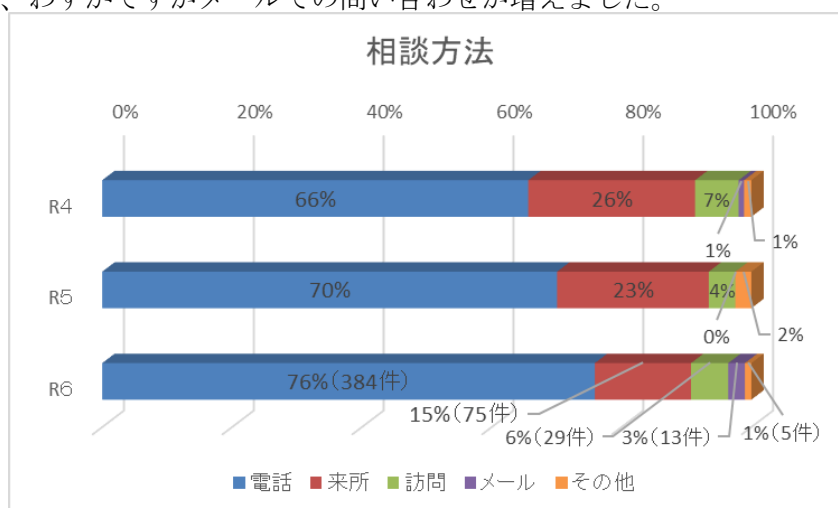
例年、「本人・親族」からの相談が多く寄せられておりますが、今年は「ケアマネ・相談支援員」や「医療機関」など支援機関からの相談が増加しました。「その他」にはセンターの周知に係る連絡調整が含まれています。今年より、専門職の項目を追加いたしました。



(3) 相談方法

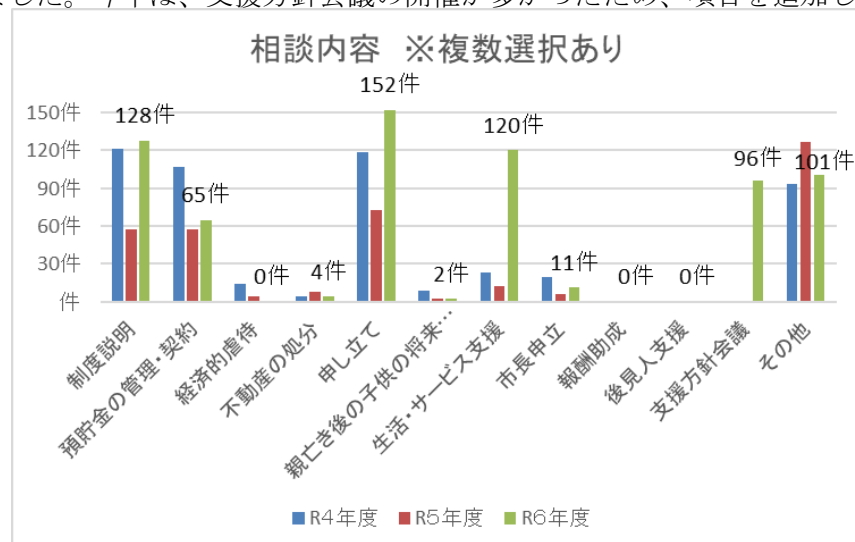
相談方法は「電話」での相談が多く寄せられています。

今年は、わずかですがメールでの問い合わせが増えました。



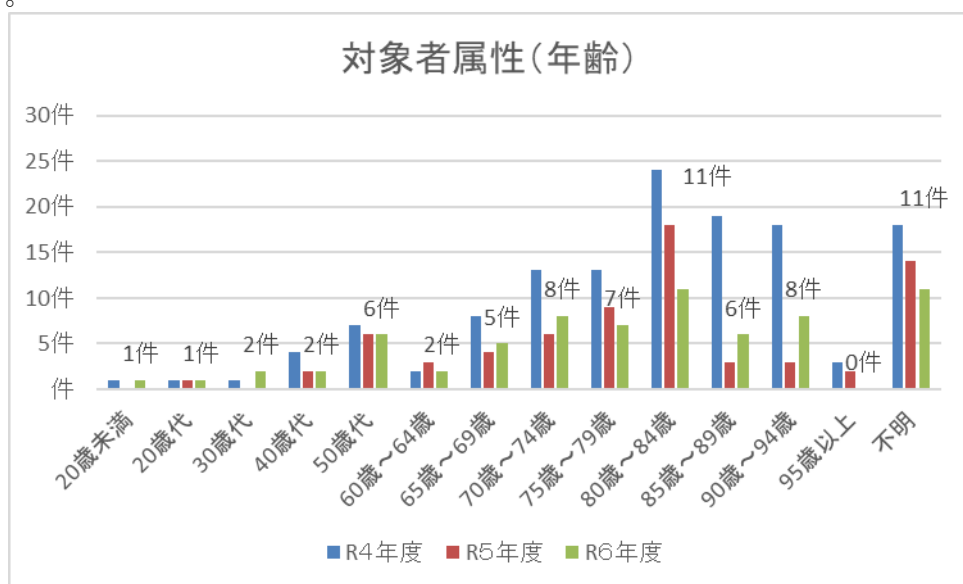
(4) 相談内容（複数選択有）

今年は例年同様の「制度説明」「申し立て」以外に「生活・サービス支援」について問い合わせが多く見受けられました。「その他」では任意後見制度や死後事務委任についての問い合わせが多くありました。今年は、支援方針会議の開催が多かったため、項目を追加しております。



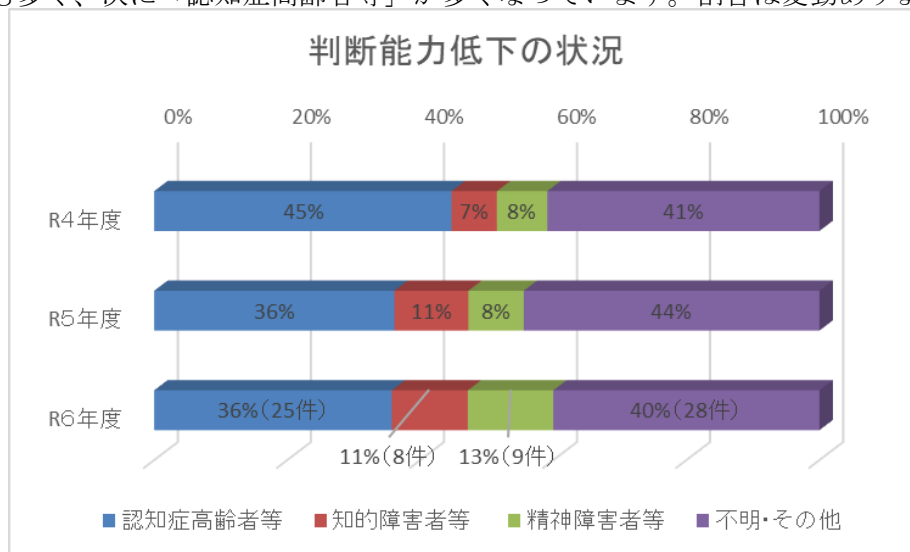
(5) 対象者の年齢（新規相談者）

例年70代及び80代の方の相談が多く、年齢が確認できなかった方は「不明」に含んでおります。



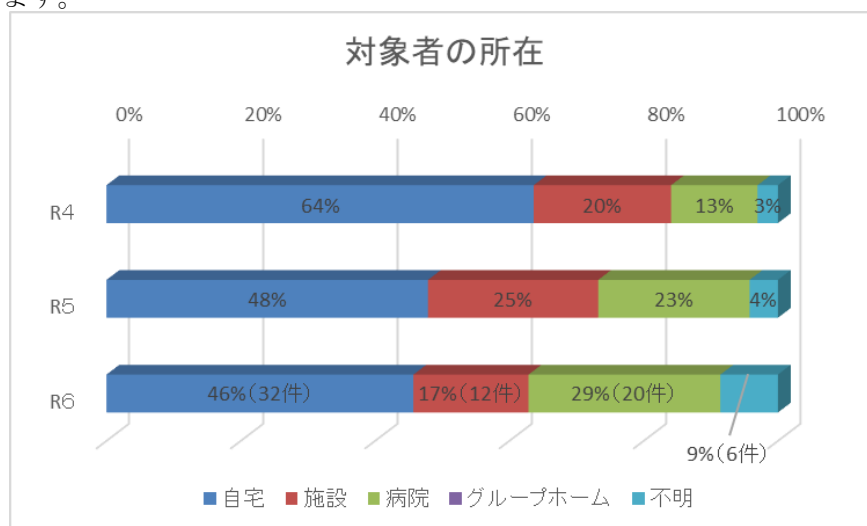
(6) 判断能力低下の状況（新規相談者）

判断能力が低下されていない方や詳細を確認できないケースなどが含まれる「不明・その他」が最も多く、次に「認知症高齢者等」が多くなっています。割合は変動ありません。



(7) 対象者の所在（新規相談者）

自宅で生活されている方からの相談が最も多いですが、医療機関入院中の方の相談の割合が増えています。



(8) 相談事例

ア 認知症の母親と知的障害の息子の事例

ケアマネを通して息子からの相談。80代女性、認知症、要介護1。自宅で知的障害の息子と同居。子どもは、同居の息子の他に娘がいるが金銭搾取があり、本人の金銭管理は息子がしていた。息子が末期ガンの診断を受けたことで、息子亡き後の本人の金銭管理と息子の病気が進行して動けなくなった際に母親の後見人がどこまでサポートしてくれるのかと相談がある。自宅を訪問して、改めて事情を伺い、成年後見制度について説明する。後日専門職にも確認した上で、母親の後見人は、代理人として母親の預金から息子の医療費を支払ったり、死後事務のサポートは出来るが、息子のお金の管理は一切出来ないことを伝える。また、判断能力がはっきりできるうちに委任契約や実費ヘルパー、エンディングノートの活用等を勧めた。その後、司法書士に相談をして、申立てに至ったと報告がある。

イ 申立てに至らなかった事例

75歳女性、独居。大家の後見人からの相談。賃借人である本人から家賃の振り込みの仕方が分からないと相談があったことで大家の後見人が何度か支援をした経緯あり。手続きや契約についても理解力が低いことが見受けられ、賃貸契約時の保証人もいないことから家族関係の希薄さも懸念された。今後契約更新が難しいことも視野に入れ、支援者数名で本人宅に制度説明のため訪問する。近辺に姉がいることが判明したため、姉宅へも訪問し、本人同様に制度説明をする。将来的に必要となる可能性も高いが、現時点では生活状況や家族状況から申し立ては必要ないと判断し、支援者間での見守りを継続することとなった。

ウ 複合的な課題を抱える30代女性の申し立て書類作成支援の事例

本人からの相談。30代女性、知的障害、精神障害。内縁の夫、子ども、知人と同居。長年金銭管理がうまく出来ておらず、借金やSNSを活用した振り込め詐欺で生活が苦しく、家族や友達など周囲にも影響を及ぼしている。子どもの養育よりも自らの楽しみを優先する、同居知人への金銭搾取等、複合的な課題を抱える方である。最初は、制度利用に拒否的であったが、相談支援専門員や両親の後押しもあり、成年後見制度について説明をしたところ、本人も「今の生活を変えたい」と言われ、本人申し立てを進めていくこととなる。現在、申立て手続き書類作成中。